

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）助成金交付要綱 新旧対照表
（令和3年9月改正分）

新	旧
<p>水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門） 交付要綱</p> <p style="text-align: center;">（制定）令和2年5月13日付都環公地温第348号 <u>（改正）令和3年9月14日付3都環公地温第1281号</u></p> <p>第1条から第7条まで（現行のとおり）</p> <p>（助成金の交付に係る一般申請）</p> <p>第8条</p> <p>1から2まで（現行のとおり）</p> <p>3 貸与者が一般申請を行う場合にあつては、当該貸与者は、実施事業者（貸与者から助成対象機器の貸与を受け、当該助成対象機器を設置する個人又は法人をいう。<u>以下同じ。</u>）と共同で申請をするものとする。</p> <p>（助成金の交付に係る事前申請）</p> <p>第9条</p> <p>1から6まで（現行のとおり）</p> <p>7 公社は、第3項の規定により事前申請の受理を決定した助成対象事業について、助成対象機器を設置する新築の住宅の着工又はしゅん工（助成対象住宅が既存の住宅である場合にあつては、助成対象機器</p>	<p>水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門） 交付要綱</p> <p style="text-align: center;">（制定）令和2年5月13日付都環公地温第348号</p> <p>第1条から第7条まで（略）</p> <p>（助成金の交付に係る一般申請）</p> <p>第8条</p> <p>1から2まで（略）</p> <p>3 貸与者が一般申請を行う場合にあつては、当該貸与者は、実施事業者（貸与者から助成対象機器の貸与を受け、当該助成対象機器を設置する個人又は法人をいう。）と共同で申請をするものとする。</p> <p>（助成金の交付に係る事前申請）</p> <p>第9条</p> <p>1から6まで（略）</p> <p>7 公社は、第3項の規定により事前申請の受理を決定した助成対象事業について、助成対象機器を設置する新築の住宅の着工又はしゅん工（助成対象住宅が既存の住宅である場合にあつては、助成対象機器</p>

の設置)が合理的な理由なく遅れていると認める場合 及び交付要綱に基づく公社の指示等に従わなかった場合 においては、当該受理の決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る助成対象者については、前項の取扱いを受けることができないものとする。

8 (現行のとおり)

(住宅供給事業者による交付申請の特例)

第10条

1から5まで (現行のとおり)

6 公社は、第3項の規定により特例申請の受理を決定した助成対象事業について、助成対象機器を設置する新築分譲住宅等の着工又はしゅん工が合理的な理由なく遅れていると認める場合 及び交付要綱に基づく公社の指示等に従わなかった場合 においては、当該受理の決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る住宅供給事業者については、前項の取扱いを受けることができないものとする。

7 (現行のとおり)

第11条 (現行のとおり)

(手続代行者)

第12条

の設置)が合理的な理由なく遅れていると認める場合にあっては、当該受理の決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る助成対象者については、前項の取扱いを受けることができないものとする。

8 (略)

(住宅供給事業者による交付申請の特例)

第10条

1から5まで (略)

6 公社は、第3項の規定により特例申請の受理を決定した助成対象事業について、助成対象機器を設置する新築分譲住宅等の着工又はしゅん工が合理的な理由なく遅れていると認める場合にあっては、当該受理の決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る住宅供給事業者については、前項の取扱いを受けることができないものとする。

7 (略)

第11条 (略)

(手続代行者)

第12条

1 (現行のとおり)

2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、この要綱その他会社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進されるよう努めなければならない。

3 手続代行者は、第30条で規定する会社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、手続に関する同意事項及び注意事項について、助成対象者に対して適切に説明し、内容の確認を得た上で実施するものとする。

4 会社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

第13条から29条まで(現行のとおり)

(電子情報処理組織による申請等)

第30条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、会社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

一 第8条第1項の規定に基づく本助成金の一般申請並びに同条第3項の規定に基づく貸与者及び実施事業者の共同申請

二 第9条第1項の規定に基づく本助成金の事前申請、同条第4項の規定に基づく本助成金の交付申請並びに同条第5項で準用す

1 (略)

2 前項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、当該依頼を受けた手続について誠意をもって実施するものとする。

3 会社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

第13条から29条まで(略)

る第8条第3項の規定に基づく貸与者及び実施事業者の共同申請等

三 第10条第1項の規定に基づく本助成金の特例申請及び同条第4項の規定に基づく本助成金の交付の申請

四 第12条第1項の規定に基づく手続代行者による本助成金の交付の申請（事前申請及び特例申請を含む。）

五 第15条第1項の規定に基づく助成金交付申請の撤回の届出

六 第18条第2項の規定に基づく助成対象機器所有者の氏名等変更の届出及び同条第3項の規定に基づく助成対象機器所有者の変更の届出

七 第19条第1項の規定に基づく助成対象機器所有者の変更の届出

八 第20条第2項の規定に基づく取得財産等処分の承認の申請

九 第22条第4項の規定の基づく助成金の返還の報告

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和2年5月13日付都環公地温第348号）

この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和2年5月13日付都環公地温第348号）

この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月14日付3都環公地温第1281号）

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。